条文索引

- (注) 1 本索引は、本文 (側注も含む。)、コラム、50周年特集、資料編で使用されている憲法、法律 及びわが国が批准している条約の条文を対象として作成しています。
 - 2 数字はその条文の出ているページです。
 - 3 条文は、憲法、法律、条約の順となっており、また法律及び条約は、制定・採択年及び法令・条約番号の順となっています。
 - 4 法律及び条約名は、略語表記とし、かっこ内に正式表記をしています。

憲法

9条/78, 79, 80, 117, 158, 196, 209, 360, 361, 416

14条/152

18条/152

19条/152

21条/152

66条/82,416

刑法

36条(正当防衛)/172, 418, 419 37条(緊急避難)/172, 418, 419

警察官職務執行法

7条 (武器の使用) /143, 160, 390

電波法

102条の2 (伝搬障害防止区域の指定) /174

自衛隊法

7条(内閣総理大臣の指揮監督権)/82,416

22条 (特別の部隊の編成) /334

76条 (防衛出動) /124, 171, 389, 416

77条の2 (防衛施設構築の措置) /389

77条の3 (防衛出動下令前の行動関連措置) /171

78条 (命令による治安出動) /389,416,417

79条の2 (治安出動下令前に行う情報収集) /389,417

81条 (要請による治安出動) /389,417

81条の2 (自衛隊の施設等の警護出動) /389,417

82条 (海上における警備行動) /389,417

83条 (災害派遣) /177, 389, 417

83条の2 (地震防災派遣) /389

83条の3 (原子力災害派遣) /389

84条(領空侵犯に対する措置) / 126, 389, 390, 418

88条 (防衛出動時の武力行使) /418

89条(治安出動時の権限)/390,418

90条/390,418

91条/390

91条の2 (警護出動時の権限) /390,418

92条 (防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限) /390

92条の3 (展開予定地域内における武器の使用) /390

92条の4 (治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用)/390,418

93条 (海上における警備行動時の権限) /390

95条 (武器等の防護のための武器の使用) / 390, 418, 428

95条の2 (自衛隊の施設の警護のための武器の使用) /390, 418 96条 (部内の秩序維持に専従する者の権限) /390

96条の2 (防衛秘密) /419

97条 (都道府県等が処理する事務) / 294, 419

100条の8(在外邦人等の輸送) / 108, 111, 148, 149, 390, 419

103条(防衛出動時における物資の収容等) / 155, 156

122条/419

別表第4/419

災害対策基本法

8条の2 (災害派遣の要請の要求等) /177

国際平和協力法

(国際連合維持活動等に対する協力に関する法律)

24条 (武器の使用) /256,390

環境基本法

15条/298

周辺事態安全確保法

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律)

11条 (武器の使用) /390

船舶検査活動法

(周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律)

6条 (武器の使用) /390

テロ対策特措法

(平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法)

12条 (武器の使用) /390

武力攻擊事態対処法

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国 民の安全の確保に関する法律)

8条 (国民の協力) /167

イラク人道復興支援特措法

(イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法)

2条(基本原則)/196

17条 (武器の使用) /390

国連憲章

(国際連合憲章)

51条/154, 397, 420

日米安保条約

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条金)

約)

5条/101,416

6条/115,416

核不拡散条約

(核兵器の不拡散に関する条約)

6条/7

国連海洋法条約

(海洋法に関する国際連合条約)

19条/140

91条/110